

2020年4月27日

お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられたお客さまに対する 融資条件変更手数料免除のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活や企業活動への影響が拡大するなか、感染拡大の収束時期については依然として不透明であり、その影響が長期化する可能性も大きくなっています。

このような状況のなか、当行は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けられたお客さまに対する融資条件変更手数料を免除させていただくことといたしますのでお知らせします。

記

1. 実施期間

2020年4月28日（火）より

2. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた法人・個人事業主のお客さま
および個人のお客さま

3. 免除する条件変更手数料

法人・個人事業主のお客さま	貸付条件変更手数料 (元金据置・返済期間延長・ 返済額軽減等)	基本手数料22,000円(税込) +1契約あたり11,000円(税込)
個人のお客さま	個人ローンの条件変更手数料 (元金据置・返済期間延長等)	5,500円(税込)

4. 条件変更に関するお問い合わせ

条件変更の申込み、ご相談は、最寄りの本支店にお問い合わせください。

以上